

足立区立千寿常東小学校施設更新設計等業務委託公募型プロポーザル選定委員会運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区が発注する足立区立千寿常東小学校施設更新設計等業務委託（以下「委託事業」という。）について、事業者の選定をプロポーザル方式で実施するに当たり、足立区プロポーザル選定委員会条例（平成29年足立区条例第3号。以下「条例」という。）、同条例施行規則（平成29年足立区規則第21号。以下「規則」という。）及び足立区プロポーザル方式実施基準（以下「実施基準」という。）に定めるもののほか、提案書の提出者の適格性を調査し、厳正かつ公平に選定するために条例に基づき設置される足立区立千寿常東小学校施設更新設計等業務委託事業者プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営及び共同企業体が委託事業に応募する場合の要件に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、委託事業の募集要件の決定、実施基準に基づく提案書提出者の選定及び提案書の特定のための審議を行い、提案書の特定のための審議において評価点数の最高得点者を委託事業の候補者として所管部長に報告する。

(設計共同企業体)

第3条 委託事業に応募する設計共同企業体は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 自主的に結成された設計共同企業体であること。
- (2) 代表構成員及び構成員は、それぞれ公募要領に定める資格、要件等を満たしていること。
- (3) 代表構成員及び構成員は、委託事業に係るプロポーザルに参加する他の設計共同企業体の代表構成員若しくは構成員又は協力会社を兼ねていないこと。
- (4) 各構成員の出資比率は、10%以上であること。また、代表構成員の出資比率が最大であること。

(設計共同企業体の資格審査申請及び審査)

第4条 委託事業に参加しようとする設計共同企業体は、指定された期日までに、足立区立千寿常東小学校施設更新設計等業務委託設計共同企業体参加資格審査申込書（第1号様式。以下「資格審査申込書」という。）を足立区教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の資格審査申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 足立区立千寿常東小学校施設更新設計等業務委託設計共同企業体協定書（第2号様式）
- (2) 各構成員の委任状（第3号様式）

(3) その他申込み要件を確認する書類

- 3 設計共同企業体は、復代理人を選任することができる。この場合において、設計共同企業体は復代理人に対する委任状（第4号様式）を資格審査申込書に添付しなければならない。
- 4 足立区教育委員会は、第2項に規定する資格審査申込書の提出があった場合は、これを審査し、委託事業参加資格の有無の決定を行う。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員の過半数の出席（オンラインでの出席を含む。）をもって開催する。

(ヒアリングの対象者の選定)

第6条 選定委員会は、実施基準第12条第5項の規定により選定した提案書提出者の中から、実施基準第7条第1項第6号の提案書を特定するための評価基準及び評価方法に基づき、実施基準第16条第5項のヒアリング（以下「ヒアリング」という。）の対象者を選定するための審査及び評価を行う。

- 2 選定委員会等は、全ての提案書提出者について前項の審査及び評価を終了したときは、所管部長にその結果を報告する。
- 3 所管部長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を総合的に判断し、ヒアリングの対象者の選定を行うものとする。
- 4 所管部長は、前項の規定により選定した者に対し、ヒアリングの対象者として選定した旨の通知（足立区プロポーザル方式実施基準標準様式（以下単に「標準様式」という。）第7-1号）を行うとともに、第8条のヒアリング参加要請書を送付するものとする。

(非選定理由の説明)

第7条 所管部長は、提案書を提出した者のうち当該業務についてヒアリングの対象者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面（標準様式第7-2号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（足立区の休日を定める条例（平成元年足立区条例第2号）第1条に規定する区の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、所管部長に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 所管部長は、非選定理由についての説明を求められたときは、前項の規定により説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）

以内に、書面により回答するものとする。

- 4 前項の規定による回答を受理した者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、区長に対して申し立てることができる。この場合における不服申立てについては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の適用を受けない。
- 5 第1項から前項までに規定する事項については、公募要領において明らかにするほか、第2項に掲げる事項にあつては第1項の通知において、前項に掲げる事項にあつては第3項の通知において明らかにするものとする。
- 6 第1項の通知は、前条第5項の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、実施基準第8条の公表及び公募要領において明示した提案書の提出者に要求される資格及び提案書の提出者を選定するための基準の各項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。

（ヒアリング参加要請書の内容）

第8条 所管部長は、ヒアリング参加要請書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1） ヒアリングの留意事項
- （2） その他所管部長が必要と認める事
（委任）

第9条 条例、規則、実施基準及びこの要綱で定めるもののほか、必要な事項は、選定委員会の委員長が別に定める。

付 則（6足教学施発第2834号 令和7年2月18日学校運営部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、令和7年1月15日から適用する。